

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月までの期間及び同年 4 月から 52 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月まで
② 昭和 47 年 4 月から 52 年 11 月まで

申立期間①については、農業をしていた同居の父が集金人に毎年年末に私の国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間②については、結婚後で家計が大変であった私に代わり、引き続き父が自宅にて集金人に毎年年末に私の国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間①及び②を通じて父が国民年金保険料を納付してくれていたはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は「父が毎年年末にまとめて納付した。」と述べているところ、納付したことを示す関連資料として提示された家計簿には、昭和 47 年 12 月 19 日、48 年 12 月 21 日、49 年 12 月 10 日、50 年 12 月 17 日、51 年 12 月 8 日、52 年 12 月 3 日に 1 年分の国民年金保険料をまとめて納付していたことをうかがわせる記載があり、記載された金額も当時の国民年金保険料額とおおむね一致しており、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことが推認できる。

また、申立期間①について、関連資料はないものの、上記のとおり、婚姻後に別居した申立人である娘の保険料納付が推認できることから、連続性の観点からも婚姻前に同居していた娘の保険料を申立人の父親が納付していたと考えるのは不自然ではない。

さらに、申立人の両親は、国民年金制度創設時の昭和 36 年 4 月から加入

し、申立期間を含め加入期間は免除期間を除き 60 歳まで完納しており、強制加入である申立人の妹は 20 歳から、任意加入である申立人の弟も 20 歳 6 か月から加入し、申立人の妹、弟とも加入期間については完納しており、国民年金保険料の加入意識及び納付意識の高さがうかがえ、同居していた申立人の国民年金保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

加えて、国民年金の加入手続をしたと想定される昭和 45 年 1 月から 48 年 3 月までの国民年金手帳記号番号払出簿を確認したところ、申立人の氏名は見当たらないものの、一部に記録の不備が確認できることから、何らかの事務的過誤が生じ申立人の納付記録が失われた可能性も考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年10月から13年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年10月から13年6月まで

国民年金保険料については、自宅に納付書が送られてきた時に銀行で納付した。申立期間については、2回に分けて納付した記憶もある。

私の両親は、税金や年金などは必ず納付する几帳面な性格であり、私もそのように教育されてきたので、申立期間が未納となっているのは納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成12年分の確定申告書(控)によると、社会保険料控除の項目に、「国民年金3万9,900円」と記載されていることが確認でき、その額は申立期間のうち12年10月から同年12月までの国民年金保険料額と一致している上、これに伴う国税還付金額も銀行口座の入金記録と一致している。

また、申立人は「国民年金保険料は平成13年になってから納付したと思う。保険料の原資として私名義の普通預金口座から出金した記憶がある。」と述べているところ、申立人名義の銀行普通預金口座の入出金記録より、同年1月*日付けで同預金口座において、申立期間のうち12年10月から13年3月までの保険料額を含む金額が支出されており、申立人が保険料を納付することが可能であったことが確認できる。

さらに、申立人は「申立期間の保険料を2回に分けて納付した記憶もある。」と述べているところ、銀行の入出金記録において平成13年7月*日付けで、申立期間のうち同年4月から同年6月までの保険料額とほぼ一致する4万円の出金記録が確認できることから、申立人は同年7月にも保険料を納

付した可能性がうかがえる。

加えて、申立人を含む同居家族全員が厚生年金保険から国民年金への複数回にわたる切替手続をすべて確実にやっている上、未納がない等、申立人を含む同居家族全員の国民年金に対する納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年3月まで

私が大学に在学中の国民年金保険料は、母が毎年免除申請を行っていた。申立期間前後は免除承認されており、申立期間のみが未納とされていることに納得がいかないため、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学在学中の国民年金保険料は、母親が毎年免除申請を行っていたと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人及びその兄が大学生であった期間の免除申請手続は、申立期間を除き、申立人及びその兄が20歳に到達した月、又は当該年度の5月に行われていることが確認できることから、その主張に不自然さはみられない。

また、オンライン記録によると、申立期間の前後の期間は免除承認されていることが確認でき、申立期間の前後を通じて、申立人及びその母親の生活状況や所得水準に大きな変化は無かったと考えられる上、申立期間当時、A町役場では、保険料の納付を免除されている国民年金被保険者に対して、翌年度の免除申請の案内を行っていたとしていることから、申立人の母親が申立期間のみ免除申請を行わなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から同年6月まで
私が、住んでいる地域は、A金融機関の職員が地元の集会所に国民年金保険料の集金に来ており、両親が集会所に行き、保険料を納めてくれた。申立期間において、両親の納付記録があるにもかかわらず、私の納付記録がないのは納得がいかないもので、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする同居の両親は、申立期間を含めて保険料を完納している上、申立期間は3か月と短期間であり、申立人の国民年金加入期間については、申立期間を除き、保険料がすべて納付されていることから、申立人の両親の納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年8月7日に払い出されていることが確認でき、国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、申立期間の直前の43年4月から45年3月までの期間の保険料は過年度納付されていることが確認できることから、申立人の両親が、申立人の加入手続時において納付が可能であった期間の保険料を直ちに納付し、申立人に係る保険料の未納期間を解消しようとしたことがうかがえ、申立人の両親の納付意識の高さを踏まえると、申立人の両親が、現年度納付が可能な申立期間の保険料についても納付していたものとするのが自然である。

さらに、申立人は、A金融機関の職員が地元の集会所に国民年金保険料の集金に来ていたと主張していることから、A金融機関B支店に対し、当該主張内容について確認したところ、同支店から当該主張内容に符合する内容の回答が得られた。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和42年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月1日から同年8月1日まで

厚生年金保険の記録によると、B社に勤務していた昭和42年7月1日から同年8月1日までの記録が無いが、年金手帳には同年7月1日にC市で資格を喪失し、同日にD市で資格を取得したことが記入されている。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍証明書、人事発令記録、E健康保険組合の被保険者記録、及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和42年7月1日にA社（C市）からA社（D市）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年8月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月30日から同年10月1日まで

私は、高校卒業後の昭和44年3月に、正社員としてA社に入社してから現在に至るまでの間、途中で退職したこと無く、一貫して同社に勤務してきた。申立期間において、同社B支店C営業所が同社D支店に昇格したことに伴う異動があったものの、給与からは厚生年金保険料が控除されていた。同社での1か月の空白期間について、厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した社員履歴、支店昇格通知及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は、昭和44年3月10日から現在まで同社に継続して勤務し（同社B支店C営業所が同社D支店に昇格したことに伴い、昭和46年10月1日に同社B支店C営業所から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和46年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を社会保険事務所（当時）に納付する義務を履行したか否かについては、事業主が厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って昭和46年9月30日として届出を行ったとしているこ

とから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 21 日から 44 年 4 月 1 日まで
私の年金記録を確認すると、昭和 39 年 3 月 21 日から 44 年 4 月 1 日までの A 社に勤務していた期間について脱退手当金が支給されていることが分かった。同社については、健康面の不安から退職したが、申立期間後にすぐに復職しており、脱退手当金を請求し受給した覚えがないので、厚生年金保険の受給を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、オンライン記録による脱退手当金支給日である昭和 45 年 3 月 27 日よりも前の同一事業所における直近の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、当該支給日の直近の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により A 社の申立期間における被保険者記録が確認できる同僚 12 人の中には、退職時に会社から脱退手当金の説明があったと記憶している者がおらず、また、当時の事務担当者は「退職時に会社から脱退手当金の説明はしておらず、自分については父親が脱退手当金の受給手続をしてくれた。」と証言していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が脱退手当金を受給したと認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA社B事業所に勤務し、A社共済組合の組合員であったことが認められることから、申立人のA社共済組合員としての資格取得に係る記録を昭和42年4月1日、資格喪失に係る記録を43年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、10万3,125円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から43年4月1日まで
年金記録を確認したところ、A社B事業所に入社した昭和42年4月1日から43年4月1日までの加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、高校を卒業後、正職員として入社し、継続して勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B事業所に昭和42年4月1日から大学に入学することとなった43年3月末まで勤務していたと供述しているところ、申立人が提出した当該勤務期間に撮影された写真及び同僚等の証言から、申立人が申立期間について同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が同期で入社したとしている同僚は、申立人とは同じ課で同じ業務をしていたと証言しているところ、当該同僚は昭和42年4月1日にA社共済組合員の資格を取得していることが確認できることから、申立人は、申立期間にA社共済組合の組合員であったことが認められる。

A社共済組合員であった期間は、平成9年4月1日から厚生年金保険法等の一部を改正する法律の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされることから、申立人のA社共済組合員として資格取得日に係る記録を昭和42年4月1日、資格喪失日に係る記録を43年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同期入社した同僚の俸給及びC共済組合法等の一部を改正する法律の規定から判断すると、10万3,125円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から3年3月まで
20歳のときに国民年金保険料納付のはがきが届いたため、母が私の将来のことを考えて、当初、現金で納付していたが、記録は銀行振込みした時点からしかない。申立期間について訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年4月1日に払い出されていることが確認でき、これより前に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡がないことから、このころ国民年金に加入したものと推認できる。

また、申立人の資格取得日は、国民年金の加入手続の時点で20歳にさかのぼって資格を取得しておらず、申立人は、20歳到達時において学生であったため国民年金の加入は強制ではなく任意であったところ、平成3年4月1日に学生が国民年金の強制被保険者となったことにより、国民年金被保険者として資格を取得したと考えるのが自然である。

さらに、A市（申立期間当時は、B町）の国民年金被保険者名簿が、平成3年4月1日に作成されており、同日に資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月から 58 年 3 月まで

私には国民年金に加入した記録も納付した記録も無いとのことであるが、弟は 20 歳から国民年金保険料を納付している。弟が納付しているのに兄である私が国民年金に加入せず保険料を納付していないはずはない。

私自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付はしていないが、申立期間当時、祖父が家計を管理し国民年金保険料の納付もしていたと母から聞いているので、調査して記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、祖父が申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたと母から聞いたと主張しているが、申立人の母に具体的な記憶は無く、また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

また、申立人は、「祖父は、弟が 20 歳になった時から国民年金保険料を納付しており、兄である私の分を納付していないはずはない。」と述べているが、弟の国民年金手帳記号番号は昭和 60 年 8 月 8 日に払い出され、同年 8 月に 58 年 7 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料をさかのぼって納付していることが確認できることから、57 年*月*日に死亡した祖父が弟の国民年金の加入手続及び保険料納付に関与することはできない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、祖父が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 59 年 3 月までの期間及び同年 4 月から 60 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 8 月から 59 年 3 月まで
② 昭和 59 年 4 月から 60 年 8 月まで

私は、20 歳に到達したのを契機に、国民年金の加入手続を行った。申立期間①については、当時短期大学生であったが、学校の長期の休みや週末に実家に帰った際に、親からの仕送りの中からまとめて保険料を納付しており、申立期間②については、実家の事業を手伝いながら小遣いの中から継続して保険料を納付していた。申立期間が未加入とされていることに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 市及び B 市が保管している国民年金被保険者名簿、申立人が現在所持している年金手帳及びオンライン記録によると、そのいずれにも申立人が平成 2 年 8 月 31 日に国民年金の第 1 号被保険者資格を取得した記載が確認できるとともに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 12 月 18 日に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人はこのころ国民年金に加入したものと推認される。

また、申立期間①について、申立人は短期大学生であり、国民年金の被保険者資格が任意加入被保険者となることから、制度上、さかのぼって資格を取得することはできず、同期間の国民年金保険料について納付することはできない。

さらに、申立期間②について同期間の国民年金保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で時効により、制度上、納付することが

できない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 942

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 2 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月から 61 年 3 月まで

私は、結婚後、昭和 51 年 9 月に国民年金に加入した。59 年 3 月に A 市から B 市へ転居することが決まっていたため、B 市でも継続して払い続けるつもりだったので、同年 4 月から納付が途切れないように、A 市で同年 2 月に早めに手続をした。申立期間に保険料を納付できなかったという事情は無く、また、いったん加入しながら途中でやめるということも考えられない。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 9 月に国民年金に任意加入してから国民年金第 3 号被保険者になるまでの期間において、途中でやめることはなく、申立期間も継続して保険料を納付していたと主張しているが、申立人が所持する年金手帳、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及び A 市が保管する国民年金被保険者名簿によると、そのいずれにも 59 年 2 月 25 日に資格を喪失した旨の記載があることから、行政側の記録管理に不自然な点はうかがえない。

また、申立人は、「昭和 59 年 3 月に A 市から B 市へ転居することが決まっていたため、早めに転出の手続をしようと同年 2 月に A 市役所に手続に行った。」と述べているが、上述のとおり、各種の資料において 59 年 2 月 25 日に国民年金の資格喪失手続が行われたことが確認できることから、申立人が行ったとする手続は、国民年金の住所変更手続ではなく資格喪失手続であったため、申立期間が未加入期間となり、国民年金保険料を納付することができなかったと推認される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 2 日から同年 11 月 14 日まで
A社B劇場のC売場に昭和 30 年 8 月 14 日から 31 年 11 月 14 日まで継続して勤務した。申立期間の厚生年金保険の記録が無いので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B劇場に昭和 31 年 11 月 14 日まで勤務したとしているが、申立期間において継続して勤務していた具体的な記憶が無い。

また、申立期間当時、当該事業所に勤務していた同僚及び社会保険事務の担当者に照会したが、申立期間に係る申立人の勤務実態や事業所における厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所は昭和 46 年 2 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立てに係る状況を確認できない。

加えて、申立人の当該事業所における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、資格喪失日の欄に昭和 31 年 4 月 2 日、備考欄には健康保険証を返納したことを意味する「返」と記されており、当該名簿に不自然さはいかがえない。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月15日から22年6月1日まで

昭和18年にA社本店に入社し、22年12月に結婚退社するまで途中退職はしていない。年金事務所の回答では、20年9月に厚生年金保険の資格を喪失し、22年6月に再取得した記録となっている。また、勤務先がB労働組合となっており、労働組合の専従者になった覚えもない。記録について理解できないので再調査を願います。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和18年にA社本店に入社し、22年12月に結婚退社するまで途中退職はしていないと主張しているが、申立人と同日に被保険者資格を喪失した同僚は、「21年ごろに会社をいったん退職し、22年6月に会社から再入社 of 要請があった。」と証言しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含む女子社員125人が20年9月15日に資格を喪失していることが確認できる。

また、別の同僚は「女子社員は全員退職し、そのうち約20人は再入社 of 扱いとなった。実際には継続して働いていたと思う。」と証言しており、同名簿によれば、昭和20年9月15日に資格を喪失した125人のうち、申立人を含む20人は22年6月1日に再度、厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人のA社本店に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立期間の前の厚生年金保険被保険者期間である昭和19年10月1日から20年9月15日までの期間については、短期脱退手当金の支給記録があり、当時は支給開始まで待機期間として1年（厚生年金保険法・船員保険法特例臨時措置に関する件により昭和21年10月29日以降待機期間廃止）

を要したことから、申立人は少なくとも資格喪失日の1年後である21年9月までは厚生年金保険の被保険者として再度、資格を取得することはなかったと推認できる。

また、申立人は勤務先がB労働組合となっており、労働組合の専従者になった覚えもないと主張しているが、A社本店は平成2年7月24日にB労働組合という名称に変更されている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月ごろから 40 年 5 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の A 社における厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。

勤務を証明する写真を保管しているので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の事業主の証言及び申立人が保管している写真により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社の事業主は、「申立期間当時、当社は、厚生年金保険の適用事業所になっておらず、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答しており、オンライン記録により、A 社は昭和 44 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できる。

また、申立人の上司は、「申立期間当時、給与から厚生年金保険料は控除されておらず、自身で国民年金の保険料を納付していた。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 11 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで
高校を卒業してA社に入社し、結婚により退職するまで継続して勤務した。厚生年金保険の記録では関連会社のB社に勤務したことになっているが記憶に無い。厚生年金保険の加入期間に5か月間の未加入期間があるので、確認して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社に勤務していた同僚の証言から、申立人が申立期間において、B社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は、昭和 47 年 11 月 1 日にA社における被保険者資格を喪失し、B社が厚生年金保険の適用事業所となった 48 年 4 月 1 日に同社において被保険者資格を取得した記録となっており、申立期間における被保険者記録が無い。このことについて、申立人は、B社に勤務した記憶は無いとしているところ、複数の同僚は、「B社が設立されることになり、申立人と同時期にA社からB社に移ったが、勤務場所も業務内容も変更は無かった。」旨を証言している。

また、申立人と同様に、当該同僚にも申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は無い。

さらに、A社に照会したところ、「B社が厚生年金保険の適用事業所でなかった時期であれば、A社の資格喪失と同時にB社の資格取得は行っていない。厚生年金保険の資格が無い状態で給与から保険料を控除することは考えられない。誤って数か月分の保険料を控除しても納付することができないため、誤りに気付くので、保険料控除はしていなかったはずである。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 40 年 12 月 1 日まで
昭和 34 年 4 月 1 日にA社に入社した。40 年*月に長男を出産し、出産
休暇終了後復職する予定だったが、育児との両立ができないため、同年 12
月 1 日に同社を退社した。脱退手当金を受け取った覚えがないので調査し
てほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを
含む前後5ページに記載された女性のうち、申立人の資格喪失日の前後2年
以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たした13人全員に、資格喪
失後約3か月以内に脱退手当金が支給決定されている。

また、複数の同僚が、「退職時に総務事務員から脱退手当金の制度につい
ての説明があった。」と証言していることなどを踏まえると、申立人につい
ても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いもの
と考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意
味する「脱」の表示が記されているほか、申立人の厚生年金保険の資格喪失
日から約2か月後の昭和41年2月7日に支給決定されており、脱退手当金の
支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないとい
う。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当
金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立
期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 25 日から 32 年 6 月 1 日まで
A社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していたとするA社の所在地及び事業主について具体的な記憶を有しているものの、同社は平成 15 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に照会しても申立てに係る状況を確認できない。

また、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録の確認できる複数の同僚に照会しても、申立期間に係る申立人の勤務実態や事業所における厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間前後において、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、整理番号の欠番は無く、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月 1 日から 38 年 10 月 1 日まで
② 昭和 38 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

昭和 37 年 4 月から A 社に勤務し、退職するまで継続して勤務した。

しかし、A 社職員となる昭和 38 年 12 月 1 日より前の期間の記録が確認できないのは納得できないので、厚生年金保険の期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 機構から提出された申立人に係る個人履歴（申立人の人事記録）において、同年 10 月 1 日から同年 11 月 30 日までは試用員として、同年 12 月 1 日からは職員として A 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間①について、「臨時雇用員等社会保険事務処理規程」により、臨時雇用員及び試用員が社会保険に加入することとなったのは、昭和 38 年 10 月 1 日以降である上、C 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのも同日であることが確認できる。

一方、申立期間②について、同個人履歴により、申立人が試用員として A 社に勤務していたことが確認できるものの、同機構からは、「臨時雇用員及び試用員に対する厚生年金保険への加入は、各事業所の判断にゆだねられており、また、厚生年金保険への加入に関する資料は一切継承されていない。」との回答があり、申立人が申立期間中に厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認することはできなかった。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が申立期間②において厚生年金保険被保険者資格を取得した記録は確認できず、整理番号の欠番等も無く、社会保険事務所（当時）の事務処理にも不自

然さは見られない。

さらに、当該事業所の被保険者名簿において昭和 38 年 10 月 1 日に資格を取得している 436 名のうち、同年 12 月 1 日に資格を喪失し、D 組合に加入している者は見られなかった。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 10 月から 45 年 2 月まで
② 昭和 55 年 6 月から 58 年 8 月まで

申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社にそれぞれ勤務し、厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が名前を挙げた役員及び同僚の証言から、期間は定かではないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る閉鎖登記簿謄本によると、同社の業務内容は喫茶店業及び軽食店業となっており、申立期間当時、同社のようなサービス業は厚生年金保険の非適用業種とされており、社会保険庁長官（当時）の認可を受けて任意包括適用事業所となるほかには適用事業所となることはできなかったところ、オンライン記録において、同事業所名及び類似の名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、前述の役員及び同僚は、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、国民年金に加入していた旨を回答しており、いずれも申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は無い。

さらに、A社が雇用保険の適用事業所となったのは、昭和 57 年であり、申立人の同社における雇用保険の加入記録は確認できない。

申立期間②について、B社における仕事内容、所在地及び事業主の名前を具体的に記憶していることから、期間は定かではないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録において、同事業所名及び類似の名称の事

業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、申立人が事業主として名前を挙げた者については、既に亡くなっており、また、申立人が同様の業務内容であったとして名前を挙げている同僚については、姓のみの記憶しかないため、本人を特定できないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等を確認することができない。

このほか、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年2月から30年7月まで
② 昭和30年7月から33年2月まで
③ 昭和33年3月から35年10月1日まで

私は、昭和26年4月ごろ、A社B班に入社し、その後28年にA社B班からA社に出向した後、A社に入社した。同社に入社後は、C作業所（申立期間①）、D作業所（申立期間②）、及びE作業所（申立期間③）に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、資格取得日が昭和35年10月1日となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②当時の同僚の氏名を記憶しており、当該同僚も申立期間について申立人がA社に勤務していたことを証言していることから、当該期間については、同社D作業所に勤務していたことは推認できる。

一方、申立人が主張する申立期間①、②及び③に係る作業所は、オンライン記録により、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないところ、当該同僚は、昭和39年2月1日に、A社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。このことについて、当該同僚は、「申立期間当時、中途採用者については、試用員として採用され、職員となるまでは厚生年金保険は適用されなかった。また、自分も申立人も試用員として採用され、自分が職員となったのは昭和39年ごろである。」旨の証言をしている。

また、A社では、申立期間当時の資料が保存されておらず当時の状況が不明であるとしていることから、申立人の勤務実態及び給与からの保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間①及び③に、各事業所において一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないため、当該期間における申立人の勤務実態等を同僚に照会することができない。

加えて、申立人は、申立期間当時、健康保険証を使用した記憶があるので厚生年金保険にも加入していたはずであると主張しているが、A社はF国民健康保険組合に加入しており、上述の同僚は、厚生年金保険に加入するまでの期間においても同国民健康保険組合の健康保険証を使用していたと証言している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 22 年 6 月 14 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 25 年 5 月 31 日から同年 10 月 1 日まで

私の夫は、申立期間の前後の期間について、いずれも在職して厚生年金保険に加入していた。申立期間においても夫が継続して勤務していたのは間違いないので、夫の年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の人事記録及び同僚の証言から、申立人は、昭和 21 年 4 月 1 日付けで同社を休職し、同日より B 協会に出向したことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、昭和 21 年 6 月 1 日付けで A 社から B 協会に出向したとしている同僚については、同日に A 社において、厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、申立人と同様に、同年 10 月 1 日に B 協会において、資格を取得しており、同年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間は厚生年金保険に未加入となっていることが確認できるところ、当該同僚は、当該期間の給与からの厚生年金保険料の控除については不明としている。

また、B 協会は既に解散しており、出向元であった A 社も申立期間①の給与の支払状況については不明としているため、申立人の勤務実態及び給与からの保険料控除について確認することができない。

申立期間②について、A社の人事記録によると、申立人は、前記のとおり、昭和 21 年 4 月 1 日付けで、B 協会に出向した後、22 年 7 月 1 日付けで退職

したとされているものの、同僚の供述から、同日に閉鎖した同協会を吸収したC公団（昭和22年7月1日に業務開始。）に継続して勤務していたと推認できる。

しかしながら、B協会が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日は、申立人が資格を喪失した日と同日の昭和22年6月14日であり、また、C公団が厚生年金保険の適用事業所となった日は、申立人が資格を取得した日と同日の同年10月1日であることが、それぞれの事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認でき、申立期間②については、いずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、オンライン記録によると、昭和21年6月1日付けでA社からB協会に出向し、同協会がC公団に吸収された後も同公団で勤務したとしている前記同僚についても、申立期間②の被保険者記録は確認できない。

さらに、C公団は既に廃止されており、申立人の勤務実態及び給与からの保険料控除について確認することができない。

申立期間③について、同僚の証言から、申立人は、引き続きC公団に勤務していたと推認できる。

しかしながら、当該同僚は、「C公団D部は、申立期間③において、すべての業務がE省に移管された。移管されてからA社に復帰するまでの期間は厚生年金保険に加入していない。」旨の証言をしており、事実、オンライン記録によると、当該同僚は昭和25年3月31日にC公団で資格を喪失してから、A社で同年5月15日に資格を取得するまでの期間に厚生年金保険の被保険者記録は無い。

また、当該同僚は、「申立人は、私より遅れてA社に復帰した。」と証言していることから、申立人のA社における資格取得日が、同年10月1日と記録されていることに不自然さはみられない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。